

薬局機能情報の事項の説明

薬局機能情報の各事項については、次のとおりです。

また、「有無等」の欄は、各事項についての該当の有無又は可否が、「薬局機能に関する情報」欄は、その項目について該当する情報の内容が記載されています。

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本事項

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間

2 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
利用交通手段のうち、主な手段
(薬局によっては地図情報もあります。)

- (2) 薬局の駐車場
(i) 駐車場の有無

有	薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合
無	それ以外の場合

- (ii) 駐車台数
(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車の台数

- (iii) 有料又は無料の別
(i)の駐車場について、有料又は無料の区別

- (3) ホームページアドレス
薬局においてホームページを開設している場合

- (4) 電子メールアドレス
患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合

3 薬局サービス等

(1) 健康サポート薬局である旨の表示

有	「健康サポート薬局」である旨を表示している場合
無	それ以外の場合

「健康サポート薬局」とは、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能に加えて積極的な健康サポート機能（地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する機能）を有する薬局をいいます。

(2) 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容

(3) 薬剤師不在時間の有無

有	薬局開設許可申請又は変更届において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合
無	それ以外の場合

(4) 対応することができる外国語の種類

可	外国語の対応が「可」の場合
否	それ以外の場合

(5) 障害者に対する配慮

イ 聴覚障害者に対するサービス内容

画面表示、文書又は筆談での服薬指導、手話通訳での服薬指導等の対応の可否

ロ 視覚障害者に対するサービス内容

薬袋・薬剤への点字表示(シール等)、服薬指導に用いる文書の点字による作成、音声案内等を実施している場合

(6) 車椅子の利用者に対する配慮

可	バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合
否	それ以外の場合

(7) 受動喫煙を防止するための措置

有	全面禁煙	薬局内（建物外を除く。）で、患者が利用する場所が全て禁煙である場合
	喫煙所設置	喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認め、それ以外の患者が利用する場所が全て禁煙であって、喫煙室等がその他の区域と隔離されている場合 禁煙区域及び喫煙区域の広さは問わない。
無	未実施	

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

(i) 医療保険

有	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく保険薬局としての指定
無	それ以外の場合

(ii) 公費負担等

可	厚生労働大臣、都道府県知事等により各種指定を受けている場合
否	それ以外の場合

厚生労働大臣、都道府県知事等により各種指定を受けている場合、該当する法律名が記載されています。

生活保護法(昭和25年法律第144号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
母子保健法(昭和40年法律第141号)
児童福祉法(昭和22年法律第164号)
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)
戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(2) クレジットカードによる料金の支払の可否

可	薬局への費用の支払いについてクレジットカードが使用可能な場合
否	それ以外の場合

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

有	認定薬剤師がいる場合
無	それ以外の場合

認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（CPC）等）により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師）について、種類及び人数が記載されています。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

(3) 薬局の業務内容

(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

可	中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方社会保険事務局に届け出ている場合
否	それ以外の場合

(ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否

可	一包化調剤が可能な場合
否	それ以外の場合

(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否

可	麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合
否	それ以外の場合

(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

可	生薬（漢方を含む。）の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合
否	それ以外の場合

(v) 薬局製剤実施の可否

可	薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合
否	それ以外の場合（上記通知別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む）

(vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

可	医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋により調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方社会保険事務局に届出を行っている場合
否	それ以外の場合

(vii) 薬剤服用歴管理の実施

イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

有	薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合
無	それ以外の場合

ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

有	薬歴の管理について電子化を実施している場合
無	それ以外の場合

(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

可	お薬手帳の交付及び当該手帳への記載を行っている場合
否	それ以外の場合

ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所有する者の対応の可否

可	「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合
否	それ以外の場合

「お薬手帳」： 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用
その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳

(4) 地域医療連携体制

(i) 医療連携の有無

① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

有	副作用等の健康被害の回避症例等（プレアボイド）を収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組をしている場合
無	それ以外の場合

「プレアボイド」

Prevent and avoid the adverse drug reaction (薬による有害事象を防止・回避する) という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益(副作用、相互作用、治療効果不十分など)を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われている。

②プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無

有	地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合
無	それ以外の場合

「PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management)」

薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと。

(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

有	薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合
無	それ以外の場合

(iii) 退院時の情報を共有する体制の有無

有	医療機関の医師又は薬剤部や地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合
無	それ以外の場合

(iv) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

有	薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合
無	それ以外の場合

(v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

有	地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合
無	それ以外の場合

(5) 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の有無

有	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を取得している場合
無	それ以外の場合

2 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数
薬事に関する実務に従事する薬剤師の数

(2) 医療安全対策の実施

(i) 副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数

(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

有	薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合
無	それ以外の場合

(3) 情報開示の体制

可	調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合
否	それ以外の場合

(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無

有	薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス）の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合
無	それ以外の場合

(5) 処方箋を応需した者の数（患者数）

前年(1月1日～12月31日の1年間)における患者数

前年に業務を行った期間が1年間に満たなかった場合は、その期間の患者数

(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数

(9) 患者満足度の調査

(i) 患者満足度の調査の実施の有無

有	報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合
無	それ以外の場合

(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

有	(i)の調査結果について、薬局において閲覧出来るようにする等、公表を行っている場合
無	それ以外の場合